

プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管について

1. 背景

現行の役割分担では、市町村が容器包装廃棄物を分別収集し、基準を満たすよう分別基準適合物とした場合には、当該分別基準適合物について特定事業者が引取り再商品化する義務を負うこととなっており、省令上は「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、運用上は実態に鑑みて一定割合の異物が混入したものを、特定事業者の負担で処理している¹。このような中で、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装の割合を高めることで異物を除去する費用が減少し、より効果的なリサイクル制度とするため、分別基準適合物の品質の向上に努める自治体に対して、事業者から資金を拠出する合理化拠出金制度を導入する等の措置が講じられてきた。

プラスチック製容器包装の市町村による分別収集量は年間 73 万トンであり、市町村が市町村分別収集計画で定める計画量合計の約 89%である（いずれも平成 24 年度）。

2. 論点

- 分別収集・選別保管の在り方の検討については、環境負荷の低減・制度の合理化のために分別排出や再商品化の在り方と一体で検討すべきではないか。
- プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。
- 再商品化の対象となる容器包装の収集に必要な指定ごみ袋の資源としての有効利用方策をどのように考えるか。
- 現行制度対象外の製品プラスチック等について、プラスチックの収集量拡大の観点から分別収集対象とすべきか。あるいは、その物性や負担の在り方の観点等から制度対象とすべきではないのではないか。

¹ 法令上は、市町村から特定事業者（指定法人）に引き渡す要件としての分別基準適合物の定義として、「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、指定法人（容器包装リサイクル協会）において「引き取り品質ガイドライン」において、「分別基準適合物であるプラスチック製容器包装が 90%以上」と定められている。

- ・プラスチック製容器包装の市町村参加割合は、平成 12 年度の 27%から平成 20 年度には 73%に上昇しているが、平成 20 年度からは横ばい（平成 24 年度プラスチック製容器包装参加市町村割合 75.0%（白色トレイを除く割合 64.6%））であり、容器包装リサイクル法の分別収集対象のその他の容器包装廃棄物と比較して割合は低い。
- ・プラスチック製容器包装の落札単価は年々低下傾向にあるものの全素材中最も高くなっている。一方、ペットボトルは平成 18 年度頃から落札単価の有償化が進み、分別収集実施率も 95%以上となっている。
- ・消費者の分別排出の程度、市町村による分別収集・選別保管の程度が分別基準適合物の品質に影響し、分別基準適合物の品質が再商品化費用と密接に関わっている。
- ・プラスチック製容器包装は、紙製容器包装と同様に、分別収集を行っている場合でも燃えるごみとして排出されることがある²。
- ・食品や洗剤等が充てんされたプラスチック製容器包装には、中身製品や臭い等が樹脂に吸着し、再び食品容器にリサイクルすることが困難。
- ・製品プラスチックや指定ごみ袋等の容器包装以外のプラスチックの一般廃棄物に占める割合は、容積比で 5%（プラスチック製容器包装は 32%。平成 24 年度）となっている。
- ・指定ごみ袋は、ごみ収集の有料化等のため、プラスチック製容器包装を分別収集し、運搬する場合に市町村が用いる（消費者が用いるべき袋として市町村が指定する）袋であり、環境省平成 23 年度調査によれば、それにより収集されたプラスチック製容器包装の量と比較するとその約 3%から 4%に当たると推計されている（一般廃棄物に占める割合は容積比で 1%相当）。
- ・プラスチックを製造するためにかかる原油消費量は、我が国の原油消費量の 3%（平成 23 年）。
- ・市町村から、分別排出の啓発を含む分別収集に関する統一的なガイドラインを求める要望があったことを踏まえ、環境省では平成 21 年にプラスチック製容器包装の分別排出に関する普及啓発事例を掲載した「プラスチック製容器包装に関する分別収集の手引き」を作成した。

² 平成 24 年度の横浜市におけるごみ組成調査によれば、プラスチック製容器包装として分別収集されるべき容器包装のうち、約 61%が分別排出され、残りの約 39%が燃えるごみとして排出されていると推計されるデータがある。